

ドイツ家族政策Ⅱ

日独家族福祉政策の一考察

—家庭介護福祉士養成学校設立をめぐって—

村 上 貴美子

Key Words : Welfare, family care, home care worker, professional school

はじめに

欧米先進国にとって、人口の高齢化は避けて通れない問題である。経済の発展が、医療の進歩が人々の平均寿命を延ばしてきた。しかしながら、我が国の高齢化のスピードは他のどの先進国に比較しても、少なくとも2倍、そしてスウェーデンやフランス・ドイツ等と比べれば、3倍以上の速さで高齢社会に移行している(木村1998年)。このような状況のなせる業だろうか、我が国では「介護」という言葉はイコール高齢者介護のことで、その言葉は定着している。介護(ケア)とは本来、育児、看護、介護、介助などを含む広い意味を持つ用語である(岩上2003年)。しかしながら我が国では高齢者に対する「介護」に限定して狭義に用いられてしまう(岩上2003年)。現在日本では介護福祉士養成課程を持つ大学・短大・専門学校が400近くに上るという事である。それに加えて、各地でホーム・ヘルパー養成講座などの案内をみかける。ホーム・ヘルパーとは介護保険法に定める「訪問介護員」のことである。

日独の少子高齢化の現状と福祉について簡潔に確認の後、ドイツの家族政策・社会福祉について、一考察したい。ドイツには介護の本来の考え方に基づいて設立された、家庭介護福祉士養成のための専門学校がある。ドイツ・フライブルク市の、家庭介護福祉士を養成する学校の、設立と変遷、現状などを報告させていただく。

1. 日独少子高齢化の推移と現状

1.1. 日本の場合

今から30年ほど前の、出生率は2.1を上回っていた。2003年度の出生率は1.29と史上最低で、ついに1.3を割りこんだ(内閣府2004年)。正確には「合計特殊出生率」というもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す(木村1998年)。1990年に前年の出生率の1.57という数字が出され「1.57ショック」という言葉が話題になった(上野1991年)。しかし、

1995年には1.42, 1997年にはさらに1.39に低下していった。国立社会保障・人口問題研究所が推計を公表しているのだが、実際の数字は推計より、必ず下回っている。推計によれば2000年前後まで出生率は減少し、その後、緩やかに上昇していくとの事であった。2030年で、1.61になり、それ以降、横ばいで推移するらしい(木村1998年)。人口の変化は、現在の人口から死亡数と出生数を差し引きして決まる。(現在のように、海外に人の行き来が盛んな状況では、それも考慮している)国民の大多数が海外に移住するということは、現在では考えられない。このことから、人口の変化はあくまで死亡と出生によると考えられる。出生率が大きく低下している状況下では、それがまた次の世代の出生数を決めることになると考えられるから、出生率が低下したままでは、累積的に人口が減少していくことは明白といえよう。

人口の高齢化の主な要因は、平均寿命の伸長と少子化による人口の増加率の低下である(倉地2000年)。平均寿命は女性で85.23歳、男性で78.32歳(厚労省2003年)になっている。高齢化率(65歳以上の人口割合)は1950年に4.9%, 1975年に7.9%, 1985年に10%, 2003年に19.0%になっている。この高齢化を考えるに、問題なのは高齢化の水準が高いことだけでなく、高齢化になる速度が極めて高いということである。これが年金問題を筆頭とする国の将来までを脅かす問題となっている(木村1998年)。

1.2. ドイツの場合

ドイツの人口は約8,200万人(そのうち730万人が外国人)である。ヨーロッパで、ベルギー、イギリス、オランダなどの人口密度の高い国に次いで人口密度の高い国になっている。

旧西ドイツの方が旧東ドイツより人口密度は高い。東ドイツは国土の約30%を占め、そこに全人口の5分の1(1,550万人)が生活している。ドイツでは西でも東でも、1970年度以降、出生率の低下により人口が減少している。この頃から少子化に警鐘を鳴らす論調の論文がかなりの数で書かれている(Rüthlein 2000年)。国際的にみてもきわめて低い出生率を示している。そのひとつの原因としてドイツ人は子ども嫌いだとする、考え方もある(Bossmann 1979年)。

第二次世界大戦以後の人口の増加は主に移住による増加である。1,300万人のドイツ人が旧ドイツ領から東ドイツへ、そして東欧諸国から西ドイツに移住してきたといわれている。ベルリンの壁がつけられた1961年からは、大量の外国人労働者が旧西ドイツに流入した。前述のように、総人口の約9%が外国人に占められている(独政府1997年)。ドイツではすでに1950年の初めには、人口の高齢化が始まってきており全人口の10%が高齢者だった。人口の20%が高齢者になるのに65年ほどかかると推計されており、2020年頃にその数字に到達するとされている(木村1998年)。ドイツでは日本より早くから高齢者の割合が多くなってきている。それゆえ高齢者も自ら自立して生活する事を求め、求められる家族制度が確立している。我が国の高齢者のおかれている立場と歴史的・国民的な意識の上で、大きな違いが存在する(村上1995年)。1994年4月の時点でドイツ全体で1,970万組の夫婦がおり、そのうち890万世帯に子どもがいない。3人以上の子どものいる家庭が減る一方、子どもが1人、

あるいは2人といった家庭がほとんどである。ドイツでは15歳から65歳の女性の55%以上が職業に就いている（独政府1997年）。

2. 日独の少子化の差異と社会保障について

次に、日本とドイツの社会保障の成立と変遷について簡潔に紹介する。日独両国とも、少子社会の代表といえよう。その原因については類似性もあれば、全く異なる部分もみられる。歴史も国民性も違うが、共通点といえば両国とも第二次世界大戦の敗戦国である。焦土から国の復興のために、官民一体となって経済活動に邁進してきた結果が少子化に繋がってきたとの見方もある。しかし、それは一因として理解される（村上1995年）。両国とも、これが原因という明白な認識ができていない。複雑に絡み合った様々な原因により、少子化の解消を政府が訴えても、片方で追いつきながら、もう一方では少子化に、益々拍車をかける状況を自らがつくり出しているのが現状ではないだろうか。とはいえ増加していく福祉負担は、両国にとって将来を危ぶませる事態になるとの予想だけは、明白にされているように思われる。

2.1. 日本の社会福祉・歴史的変遷 江戸時代まで

古代においては、生活困窮者に対して天皇の慈恵として米や衣類などが支給されたことがある（高橋2003年）。児童救済事業で、我が国最初といえるのは593年に聖徳太子によって設立されたといわれる四天王寺の施薬院、敬田院、悲田院、療病院の四箇院のうち、悲田院が孤児や捨て子の收容保護を行なったとされている。奈良時代に法均尼が戦乱によって生じた孤児を收容し養ったといわれる（高橋2003年）。

戦国時代も終り、その後は国は安定していくが、儒教思想が浸透してくるために、親の為に子どもが犠牲になることは「孝の行為」として賞賛され子どもにとって、最悪の時代に入っていく。キリスト教の宣教師としてザビエルやアルメイダらによる児童救済活動も伝えられている（高橋2003年）。江戸時代には1690年に「捨て子禁止に関する最初のお触れ」が出された。1767年（明和4年）には「間引き禁止令」が出された。子殺しは「間引き」や「子返し」と言われていた。間引きとは農業用語である。密に撒いた苗のうちから、生長の良い苗だけを残して育て、後は引き抜きさるという意味である（倉地2000年）。

江戸時代の1791年（寛政3年）に松平定信によって創設された「七分積み立て制度」など、一部ではあるが儒教的名君思想や倫理観に支えられた慈善救済などもみられる。

2.2. 明治時代から戦前まで

江戸時代から明治時代に入り、急激な社会変化は、多数の生活困窮者を創出した。貧児対策は緊急を要したにもかかわらず、明治政府は「富国強兵」を掲げ、その強化のみに走り貧児対策には全く手が届かなかったというのが実際であった。それでも、1868年（明治元年）に「墮胎禁止令」が出され、1871年（明治4年）「棄児養育米給与方」を太政官達にて定めた。明治政府の出した貧困者に対する救済制度として1874年（明治7年）の「恤救規則」がある（恤

救とはあわれみ救済するという意味)。これは初めての全国的な救済制度ではあるが、この規則は全文5条からなる簡単なものだった。公的な救済施策はきわめて低調であった。公的救済がかなわぬ中、仏教やキリスト教など宗教関係者や篤志家の手によって多くの児童福祉施設が設立され、今日の児童福祉施設の源流がつけられた。大正時代に入り、1922年(大正11年)に「少年法」と「矯正院法」が制定され、非行少年に対する少年保護の体系が確立した(高橋2003年)。この時期には、一般家庭を対象にした育児相談なども始まる。欧米のセツルメント運動なども広がりはじめ保育所、相談所、児童クラブ等の隣保事業や現在の児童健全育成事業に繋がる活動もみられた。しかし、この後に続く世界恐慌と軍国主義のあおりを受け、十分に発達しないままゆがめられていった。戦前の児童対策や母子保護対策など全てが、人材確保としての対策であった事は揺るがない事実である。戦後の生存権を背景とする現在の姿とは似て非なるものであった(高橋2003年)(速見2004年)。

2.3. 戦 後

戦後の数年間は全くの混乱状態だった(高橋2003年)。国民の生活は困窮し国民全てが餓死寸前であり、戦争孤児、引き揚げ孤児、浮浪児の大量発生など悲惨な状態であった。1947年(昭和22年)の厚生省児童局養護課による「要保護児童数調」では、孤児12,700名、浮浪児5,485名、要教護少年30,300名、精神薄弱児66,200名と報告されている。終戦直後の調査=鈴木満太「親の無理解と貧乏の問題」=によると、金を貰い自分の子を他所に貸す事に対して7割近くの保護者が、積極的に、または仕方ないと肯定の意思を表している。また、1951年(昭和26年)の労働省婦人少年室の調査によると、1年間で1,489人の17歳以下の少年少女が身売りされたとのことである。その内訳は少女が9割、12歳以下は18人となっている(広田1999年)。公表されない数字として、どのくらいの数の人身売買が行なわれたかは知るすべもない。1947年(昭和22年)児童福祉法が制定され、翌年1月一部施行、同年4月全面施行となった。1951年児童憲章が制定される。

朝鮮戦争特需、東京オリンピックや大阪万博等、景気に刺激を与える材料を取り込みながら、高度経済成長を経て、再度のオイル・ショック、経済低迷した後のバブル経済期、そしてバブルの崩壊と社会や経済状態は変動に次ぐ変動をし、現在に至る。その間に出生率は一段と低下しつつ児童人口は減少した。そして少子高齢社会の対応が日本の大きな課題になっていった。現在の子どもに対する考え方は以前とは比べものにならないほど変容した。しかしながら、子どもの人権を尊重しているかと問えば対応の変化はその根本のところであってない。それは、深刻化する児童虐待や大人による児童への性的犯罪等々、解決されなければならない問題が山積されている(網野2003年)(倉地2000年)(いのうえ2001年)(鈴木2000年)(岩上2003年)(広田1999年)(高橋2003年)。

2.4. ドイツの社会福祉・歴史的変遷

ドイツにおける社会福祉・社会援助はその起源をキリスト教の救貧保護・慈善事業から始まったといえる(小島1994年)。これらは、他の先進ヨーロッパ・キリスト教諸国とその設

立の趣を同じくしている。

宗教改革で知られているルター（ドイツの宗教改革者、1522年聖書のドイツ語翻訳など）の救貧思想と救貧改革案はとくに有名で、1520年以後プロテスタント諸都市を中心に、救貧改革が広く受け入れられるようになった。都市の担当局にそれが任されるようになり救貧体制が確立されていった（フラム1977年）。それらは病院の建設、居宅保護、ホームレス等に対する保護などである。国家、あるいは領主等の統治者たちは貧困の現象を公序良俗の問題としてとらえていた。救貧警察の措置により貧困は戦われなければいけないとされていた（フラム1977年）。その後、19世紀に入り工業社会が開始されていくにつれ、労働者階級に新しい貧困階層が生まれた。この状況から、初めて救貧制度は決定的な新しい事実と向き合う必要が生じた。

1881年にカイザーの勅令によりドイツの社会保険の基礎が固められた。しかしながら、失業保険の成立によって、それらの社会保険の全体系が整うのはワイマール共和国期になってからである。帝国青少年福祉法（1922年）、救護2法令（1924年）、帝国戦争犠牲者・遺族援護法（1919年）などの社会保険、援護、扶助の3本柱がその時期に確立した。この時期をドイツにおける「社会保障の黎明期」（フラム1977年春見訳を筆者が加筆訂正訳する）と呼んでいる。社会政策上の基準により、貧困は予防され、また出来る限り克服されなければならないとしている。社会政策と救貧事業の相互関係が明らかにされた。地方救貧団体と州救貧団体が結成される事により、また居住地保護の原則が確立され、国家的な救貧事業がはじめてドイツ帝国全域にわたり統一的に組織されるようになった（1911年社会保険法が帝国保険法に統一される）（独政府1997年）。

1914年から1918年の世界大戦の結果として、そして1923年の貨幣価値の変動により、新しい大量の貧困層が生じた。そのため国家は救貧保護の手段だけでは、それに対処する事が出来なくなった。そこで、全体的な法的保護の義務が導入された。1924年の帝国規則の成立である。ホワイトカラー労働者には傷害保険と老齢年金制度は適用されていたが、1923年に鉱山関連企業の被用者に対して、鉱山労働者保険が導入され、1927年には失業保険が導入された。1938年以降は手工業者も、公的保険への加入が認められた（小島1994年）（橋本2000年）（仲村2000年）（独政府1997年）。

2.5. 戦後から現在

先進ヨーロッパ諸国の社会政策は、本質的な社会進歩を意味するものであった。ドイツの、戦前の救貧保護は、それが誕生した当時は、確かに画期的なものであった。その後の数十年間の社会変化により、それは人々の要求に、社会のニーズに合わなくなっていた。

第二次世界大戦以後、社会保険給付は一段と拡大され、改善された。1957年には、農業従事者を対象とした公的高齢扶助保険が導入された。1957年の大幅な年金改革で、平均的な賃金上昇を年金に反映させることになった（スライド年金）。年金改革は順次その後も行なわれている。

ドイツ連邦共和国は、その基本法において、自由権と社会権、社会国家と法治国家の指導

原理を打ち出して、新しい発展の基盤を用意した。人間の尊厳と人格の自由な発達の基本権は、国家的に認められ保護される。その実現のために、個別的な援助が必要である。

ドイツ憲法には国家には人間の尊厳を尊重し、また保護する義務があるとしている(独政府1977年)。経済的な困窮状態からの生存保障や保護だけでなく、より全体におよぶ、人間の精神・情緒的な領域に及ぶ個別的な生活援助が、新しい援助目標として設定されるまでに至った。1961年6月30日、連邦社会扶助法が公布された(西ドイツにおいて)。

さらに1990年10月3日に旧東ドイツが西ドイツに吸収される形で統一された。これは、ドイツ通貨などの統一を始めとして、基本法並びに諸立法、全てを旧西ドイツの制度で継承されたということである(坪郷1991年)。

ドイツ連邦共和国における社会扶助は、低所得者に対する「社会扶助法による特別な生活状態における扶助」がある(小島1994年)。自力で困窮から抜け出す事が出来ず、外部からの援助も得られない人に与えられている。社会扶助法によると、ドイツに居住する者は、その国籍を問わず、こうした困窮状態において社会扶助を請求する権利を持っている。その内容としては生計扶助、または障害、医療、介護扶助など特別な状況に陥った場合への扶助がある(独政府1997年)。母子に対しては、19世紀前半以来の児童・青少年福祉の伝統があるが、1990年に新しく「児童・青少年援助法」が制定され、1991年から実施された(小島1997年)。改革の論議は、児童の人格の自由な発展に対する権利と子の養育・教育に対する親の権利・義務とそれに対する国家の監視のいずれかをより強調するか争われた。そしてその結果、親の主張と国家の法的立場の双方に考慮するように改められた(小島1994年)。すでにドイツでは、「親の権力」から「親の配慮」へと法改正され法律用語も変更されている(横石2003年)。

児童・青少年援助施設の数・定員・職員数(1990年)をみるとドイツでは公立の施設数、定員数、職員数等いずれを見ても民間の数がはるかに上回っている。民間の関わりのうち、特に非営利団体の数が多い(小島1994年)。家族支援はドイツ政府の重要な社会政策目標の1つである。1992年以降、育児休暇は子ども1人につき、3年間あり、この間は解雇される事はない。また、その期間は年金保険給付額の算定期間に加算される。さらに、病気の親族の介護をした期間も、同じように年金額算定に加算される(独政府1997年)。

1995年1月1日に発足した介護保険は、要介護になったときの支えとして、これまでにあった社会保障制度を補うものとして導入された。介護保険は強制保険であり、公的医療保険あるいは民間医療保険等のすべての被保険者は、在宅あるいは施設介護によって発生する経済的負担に備えて、介護保険に加入しなければならない。保険料は被用者と経営者が共に負担する。この規程が出来たため、多くの連邦州では、被用者側が祝日を一日減らして働く事になった(独政府1997年)。無収入あるいは低収入・収入のない配偶者や子どもなどの扶養家族は、被保険者の家族として公的医療保険に加入するが、保険料を払う必要はない(独政府1997年)。

3. 家庭介護福祉士養成学校

3.1. 設 立

Haus-und familien Pflegeschule Freiburg フライブルク家庭と家族介護福祉学校と訳す。1939年から1945年までドイツ・カリタス・フライブルクを率いてきたローズマリー・ガスナー博士の考え方を継承してフライブルク市に1955年に設立された。

ガスナー博士はソーシャル・ワーカーを養成する「ドイツ・カリタス・フライブルク」の学校長だった。彼女はソーシャル・ワーカーを養成するこの専門大学をさらに強化するために、家族に対する介護を実践できる要員を養成したいと考えていた。ソーシャル・ワーカーの仕事や活動は、相談業務と援助業務の2つである。しかし、実際に家族の中に入り、自ら介護する等の業務はない。家庭介護福祉士とは、家庭の中に入り中から家族を援助する目的で考えられた。たとえば、家庭崩壊の危険・緊急を要する事態が起きた場合等、母親が家庭に居なくなる（母親の死亡・入院・長期にわたる通院）や家族の中に病人の出現、父親の長期不在や死亡等、様々な要因が家族に危機を引き起こすと考えられる。そのような時に、ただの家事手伝いや単なるホーム・ヘルパーでなく、精神的に家族をフォローできる人材が求められる。社会的な手助けを必要とする家族にとって、家庭をしっかりと再構築し、さらに自立するための訓練などが大切であると考えていた。そのためにはソーシャル・ワーカーと家庭介護の両方の機能を併せ持つ人材が必要となる。このような考えのもとに1943年に学校設立のための計画（フライブルク社会福祉女学校と命名するつもりだった）をした。ところが第二次世界大戦と戦後の混乱のためにこの計画は実現されるに至らなかった。1946年に、ガスナー博士はオーストリアのインスブルックでソーシャル・ワーカー養成学校長を務めることになった。そこで以前から考えていた家庭介護福祉を取り入れた課程を設立した。教え子たちは、その後、ドイツ各地の家庭介護福祉学校で彼女の意思を継承する機会を得ることになった。

1946年にドイツで初めての家庭介護福祉学校が、ボーフム=ダアールハウゼンに設立された。これはマリア・ライヒマンの活躍で、パダーボーンのカトリック慈善団体のエリザベート協議会（今日ではドイツ・カリタスに統一された）が成し遂げた。

ドイツ・エリザベート協議会のマリア・ボルニッツとエリザベート・ドルトはドイツの西南地域に家庭介護福祉学校の設置を考えていた。その考えをドイツ・カリタスが引き受け1954年にフルダに、そして、あのローズマリー・ガスナー博士が設立を夢に見、実現できなかった念願の地のフライブルクに1955年に学校が設立されることが決定した。

フライブルク：ドイツ西南部に位置する都市。市の中心部にゴシック様式の大聖堂がある。大聖堂を訪れる観光客でにぎわう観光都市。哲学者ハイデッカーで有名なフライブルク大学や音楽大学等のある学園都市。現在では環境都市で有名。

ボーフム=ダアールハウゼン：ドイツ中西部に位置する工業都市。

インスブルック：オーストリアの都市。フルダ：ドイツの都市。近くにフルダ川が流れる。

パダーボーン：ドイツの都市。カリタス：カトリックの慈善団体。

エリザベート協議会：カトリックの慈善団体，後にカリタスに統一される。

1955年3月4日フライブルクに家庭介護福祉学校が開講した。開講当時は全てが不足していた。学校には食堂も寮も併設されておらず，教室も不足していた。ほとんどを他の学校の施設を借り，利用させてもらった。もちろん学校の事務方も不足していた。その上，第1期生は4名しか集まらなかった。たった4名の学生にもかかわらず，授業は宗教学：コッペラトー氏，ミュンヘン牧師会 家族学：ライシュ博士，ドイツ・カリタス 福祉論：ボルニッツ博士，ドイツ・カリタス カリタス事業と職業論：ドルト氏，慈善・カリタス・フライブルク協議会・ドイツ・エリザベート協議会代表 教育学：ゴスビナ修道女，ドイツ・カリタス 解剖学・病理学：ゼンツ博士，聖ハイデヴィック小児病院 家庭における看護・乳幼児介護学：ベラスター氏，カリタス・フライブルク協議会等の多彩な講師陣が揃っていた。初めての実技実習は「聖エリザベート産院」と「聖マーティン牧師会幼稚園」で行なわれた(Haus-und Familienpflegeschule Freiburg Gründung 1954-1997)(Familienpflege-Es geht weiter 1960-2000 Caritas Verband 2000)。

3.2. 変 遷

1955年の11月になって食堂の付いた学生寮“ヴィラ・ヘレナ”を用意できた。それにより，第2期目のコースが開講され，2名の学生が入学した。

1956年4月23日，初めての卒業試験がおこなわれた。4名の第1期生が試験に挑んだ。11人の講師の全員出席による口頭試問だった。フライブルク，マンハイム，ユーバーリンゲンそしてドナウシンゲンの町へと，それぞれのカリタスに属する家庭介護福祉士として，職を得た4名は卒業していった。第3期は6名の学生が集まった。

1954年から1957年の間に設立されたカトリックの家庭介護福祉学校，バット・ヴィルディンゲン，アーヘン，ミュンヘンそしてフライブルクは，カリキュラムや実習そして設備等でも相互協力した。初期の家庭介護福祉士の制服はまるで看護婦(昔の)のようで，グレーの服の上に白のエプロ姿でナース帽も喜んで被られた。この制服もだんだんと世間に認知されるようになり，パイオニア精神の下に働く初期，家族介護福祉士の誇りとなっていった。彼女たちは自立した職業に誇りを持ち継続して働いていくことが出来た。

1958年春には9名の学生が卒業していった。

この年，1958年7月2日にバット・ヴィルディンゲンで，第1回の家庭介護福祉士の集会在が全員出席のもと開催された。この日はカトリック家庭介護福祉士団体が発足した記念すべき日となった。10月13日に秋学期が始まり8名の学生と2人の外国からの学生が入学した。インドネシアからの留学生である。彼女たちはドイツで社会福祉を学び将来はインドネシアでその理想と実践を伝えたいと希望して入学してきた。

1959年3月13日フライブルク家庭介護福祉学校はバーデン・ヴュルテンベルク州からドイツで最初の家庭介護福祉学校として認可された。[法律広報，218ページ]には『家庭一家族介護福祉学校フライブルク』をドイツ私立学校法により認可されると記してあった。そして，1960年4月26日に初めての国家資格を手にした家庭介護福祉士19名が誕生した。さら

に、1961年10月にはフライブルク家庭介護福祉学校の100番目の卒業生が学校を後にした。
 バーデン・ヴュルテンベルク州：ドイツ西南部に位置する州首都はシュツットガルト
 マンハイム、ユーバリンゲン、ドナウシンゲン、パッド＝ヴィルティンゲン、アーヘン、ミュン
 ヘン：ドイツの都市名

1963年から1965年にかけてドイツの各地にある家庭介護福祉学校でカリキュラムの見直しがおこなわれた。修了期間を1年から2年に延長した。それは、実際に家庭介護福祉士として働いている者たちからのニーズに応えるかたちで検討された結果である。社会福祉・社会援助の職業として非常に重要な家庭介護福祉士たちは、様々な問題に遭遇した時に、速やかに自らで対処していかなければならない。自分たちの後輩たちがどのような教育や研修を受け、家庭介護福祉士として何を身につけ、学ぶ事が大切であるかを考えた。改正されたカリキュラムは以下の通りである。

I 職業基礎教育

職業倫理学・宗教学・生活学 90時間

II 一般教養教育

ドイツ語

ドイツ語講読

音楽（歌唱・家庭の音楽・リズム）

体育

96時間

III 職業応用教育

1. 家庭経済学課程

家庭科指導、家庭科学、食料・栄養学、ダイエット指導、調理実習

裁縫・クリーニング実習

360時間

2. 看護・介護課程

健康学・公衆衛生学、病理学、家庭看護学、家庭の薬学、

救急医療と初期手当、新生児看護と産婦介護

360時間

3. 育児としつけ、教育訓練等

育児学、家庭の生活介護、高齢者対応、家族の祭事と宗教的祭事、

職業学

246時間

4. 社会学課程

組織論と家庭学、国家と法、福祉と職業論

90時間

合計 1,242時間

実 習

1. 病人看護と高齢者介護

総合病院、公的リハビリセンター、高齢者施設

314時間

2. 新生児看護

新生児ハイム、産院

274時間

3. 児童教育

児童保護施設, 学童保育施設

240時間

合計 828時間

その他・基礎的研修

入学後, 寮生活の一年を通して, 相互扶助の精神や介護, そして寮での行事をともに計画・遂行しながら, 研修を深めていく。

母子健康センター・児童保護施設・高齢者施設等のスタッフとして働きながら, 実習体験しながら実習・実技の成果をあげていく。

再教育システム

家庭介護福祉士として資格を取得して, その後, 数年に一度は再教育が必要である。時代とともに家庭生活も変化していく。それらに対応していくために再教育が必要となる。又, 家庭介護福祉士を中断していた人の再教育なども行なう。

1970年には

1. 障害・行動障害児を持つ家庭等の介護講座も取り入れた。
2. 精神病, 精神に障害を持つ(たとえば, 精神的に不安定な家庭の)母親の介護研修も行なうようになった。

1975年に創立20周年記念を迎えた。

1976年には卒業生が500人に達した。

1980年カリキュラムの見直しする。18ヶ月の講義と実技実習, 6ヶ月の職業実習
フライブルク家庭介護福祉学校 創立25周年を迎える。

1982年に学校創設者の1人であるマリア・ボルニッツ博士の遺志により, ドイツ・カリタスの後援を得て, ボルニッツ奨学金が発足する。

1983年卒業生が750人を越える。

1985年創立30周年記念, 300人もの卒業生を集めて記念式典が開催される。

1988年卒業生が900人を越える。

1989年家庭介護福祉士教育年数を3年間に変更するための計画がはじまる。

1993年家庭介護福祉士教育が3年間となる。新しいカリキュラムで学生を迎える。学校を修了するには、2年間の講義と実技実習、1年間の職業研修となる。その後国家試験に挑む。999人の卒業生を送り出す。

1994年、念願であった自分たちだけの校舎と学生寮を持つことが出来た。
(Haus-und Familienpflegeschule Freiburg Gründung 1954-1997)
(Familienpflege-Es geht weiter 1960-2000 Caritas Verband)

4. 学校視察から

2000年4月、フライブルク家庭介護福祉学校を訪問する機会に恵まれる。以下はそれをもとにまとめたものである。

この学校は、四季折々の宗教的行事をととても大切にしている。それらを含め誕生日・記念日等、あらゆるお祝いの行事を家族で楽しく大切に祝う事が、家族の基盤として大きな役割を果たすと考えているからである。そのために、家庭介護福祉士にそれらの行事をいかに運営しコーディネートさせるかを、実習で丁寧に指導していた。小さな子どもの居る家庭ならば尚更のこと、心に残る行事を大切にしたいと考えている事だと説明してくれた。実習に使う設備や教室も新生児室・子ども部屋・病人室・高齢者室・高齢者介護室等、それぞれ配置されている。調理室・洗濯室では洗濯機もいくつもそろえてあったが、アイロン室では特に年代物のアイロンをたくさん揃えてあった。高齢者世帯では年代物のアイロンを使っている事もあるため、様々な機種で対応できるように指導していた。

家庭介護福祉士の仕事は、母親に何らかの事情が生じ、子どもの世話や家事に支障が起きた時の手助けが必要とされることから始まった。伝統的なドイツの家庭では、家事・育児は女性の仕事と考えられていた(ウエーバー=ケラーマン 2003年)。これらのことから、家庭介護福祉士は女性特有の職業とされてきた。近年は1クラス(30人程度)に必ず、何人かの男性の姿がみられるようになってきた。家庭介護、そして家庭を営んでいくことを援助するのに男女差はないと考えられるようになってきた事と理解される。

家庭介護福祉士への費用の支払いは、健康保険、医療保険から8割余り(2000年ロッテンブルク・シュツトガルト、カリタスの統計から)、そして生活保護・児童福祉費・年金・自費負担のほかカトリックの教区からも援助が出されている。

家庭介護福祉士には病院や保険会社、福祉事務所、困っている人の隣人、教会のボランティア組織等から家庭介護福祉士連合会に連絡が入り、派遣される。派遣期間は2週間程度が一番多く、次いで3ヶ月まで、これで9割に上る。場合によっては1年以上という事もある。派遣時間は1日4時間未満が3割強、しかし、8時間以上が5割にも上る(ロッテンブルク・シュツトガルト、カリタス 2000年)。

ロッテンブルク：ドイツ南部の都市、観光都市でもある。
シュツトガルト：バーデン・ヴュルテンベルク州の首都

おわりに

家庭介護福祉士は家庭崩壊の危険・緊急を要する事態が家族に起きた時に、家族を家庭の中から援助する。もしも、家庭で子どもたちの世話が出来なくなったらどうすれば良いだろうか。そうなる理由は様々考えられる。離婚でひとり親になる、母親の入院や死亡・長期治療・通院、家族に病人や災害などで重度の障害や肢体不自由者が出た場合等、数え上げればきりが無い。我が国の場合を考えると、近所に手助けがない場合には、児童相談所や児童福祉施設に子どもたちを保護収容してもらおう事になるだろう。一旦、家庭から外に保護されてしまうと、親子でもう一度、家族を再生させる時に支障が出てくるのは明らかである。子どもにとって隔離されていた時間が長ければ長いほど難しくなってくる。現実に悲惨な児童虐待事件などが、それらの多くを証明している（最近の虐待事件報道から）。

家庭介護福祉士は家庭と家族をエンパワーメントさせるための手助けをし、家族が自立して自ら家庭を担っていけるように援助することを目的としている。

介護は高齢者のためだけでなく、未来を担う子どもたちのために、すべての家庭にやさしい介護の重要性を訴えたい。それは高齢者から新生児・妊産婦の居る家庭までのことだと理解してほしいと願うばかりである。

参考文献

- 網野武博「家族援助論」建帛社 2003年
 岩上真珠「ライフコースとジェンダーで読む家族」有斐閣 2003年
 いのうえせつこ「多発する少女買春」子どもを買う男たち 新評論 2001年
 上野千鶴子「1.57ショック 気にしているのはだれ？」ウイメンズブックレット2 松香堂 1991年
 上野千鶴子・田中美由紀・前みち子「ドイツの見えない壁」一女が問い直す統一 岩波書店 1993年
 上野千鶴子・辛淑玉「ジェンダー・フリーは止まらない」フェミ・バッシングを越えて ウイメンズブックレット8 松香堂書店 2002年
 金子 勇「高齢社会とあなた」福祉資源をどうつくるか 日本放送出版協会 1998年
 木村文勝「少子高齢化の恐怖を読む」（日本の社会はどう変わるか）三菱総合研究所 中経出版 1998年
 倉地克直「男と女の過去と未来」沢山美果子 教育家族の成立と展開 近世農民家族の少子化 世界思想社 2000年
 国際社会福祉協議会日本委員会編「各国の社会福祉」Ⅲ西ドイツ 社団法人全国社会福祉協議会 1981年
 小島容子・岡田徹編著「世界の社会福祉」1. ドイツ 学苑社 1994年
 シチンゲル・ロベルト 現代独和辞典 三修社 1972年
 鈴木りえこ「超少子化—危機に立つ日本社会」集英社 2000年
 スミス・R・ヘドリー 小田兼三・野上文夫監訳「市民生活とボランティヤ・ヨーロッパの現実」新教者出版社 1993年
 高橋重宏「子ども家庭福祉論」建帛社 2003年
 坪郷 實「統一ドイツのゆくえ」岩波書店 1991年
 独政府「ドイツの実情」連邦政府新聞情報庁 1997年 ソシエテーツ出版
 フラム・フランツ 春見静子訳「ドイツ連邦共和国の社会制度と社会事業」社団法人 国際社会福祉協議会日本委員会 1977年
 内閣府「男女共同参画白書」平成16年度版・「暮らしと社会」シリーズ

- 仲村優一・一番ヶ瀬康子 編集「世界の社会福祉 8 ドイツ・オランダ」旬報社 2000年
中山純編 ポケット・プログレシブ独和・和独辞典 小学館 2001年
橋本康子・竹内孝仁・白沢政和監修「海外と日本のケアマネジメント」ケアマネジメント講座③ ドイツのケアマネジメント 中央法規 2000年
原田 泰「人口減少の経済学」少子高齢化がニッポンを救う PHP研究所 2001年
広田照幸「日本人のしつけは衰退したか」講談社 1999年
婦人労働研究会「女性労働 No.20」村上貴美子「出生率低下の諸説とその影響」婦人労働研究会 1995年
ベック=ゲルンスハイム・エリザベス 香川檀 訳「出生率はなぜ下がったか・ドイツの場合」勁草書房 1993年
槇石（相馬）多希子「変化する社会と家族」2003年 建帛社
山田昌弘「家族というリスク」勁草書房 2001年
ヴェバー=ケラーマン・インゲボルク 鳥光美緒子 訳「ドイツの家族」古代ゲルマンから現代 勁草書房 2003年
- Katholisches Hauspflegewerk der Diözese Rottenburg-Stuttgart e.V. 40 Jahre 1960–2000 „Familienpflege- Es geht weiter“ Caritas Verband
 - Haus- und Familienpflegeschule Freiburg Gründung, Aufbauphase und Weiterentwicklung Ein persönlicher, chronologischer Rückblick von Irmagrd Press über die Jahre 1954–1997
 - Katholischer Berufsverband der Familienpflegerinnen und Dorfhelferinnen e.V. „Gemeinsam sind wir stärker!“
 - Niephaus Yasemin „Der Geburteneinbruch in Ostdeutschland nach 1990“ Institut für Soziologie, Universität Leipzig 2002
 - Familienpolitik in Deutschland von Dienel Christiane 2003
 - Der Geburtenrückgang in der Bundesrepublik Deutschland zwischen 1969 und 1996 im Blickpunkt der Öffentlichkeit/vorgelegt von Manfred Rühllein, 2000 Kiel Universität
 - „Mütterfeindlichkeit“ Von der Schande, Kinder zu haben Frauen berichten 1979 Rowhlt